

雇均発 0428 第 1 号
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律
の施行について

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和 3 年法律第 80 号。以下「法」という。）については、令和 3 年 6 月 18 日付けで公布され、その概要について、令和 3 年 6 月 18 日付け雇均発 0618 第 1 号「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の公布について」において通知したところです。

今般、令和 5 年 4 月 28 日付けで公布された中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 176 号）により、法が令和 5 年 6 月 1 日から施行されることとなるとともに、これに伴い、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令（令和 5 年政令第 177 号。以下「施行令」という。）、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和 5 年厚生労働省令第 72 号。以下「規則」という。）及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程（令和 5 年厚生労働省告示第 178 号。以下「告示」という。）が令和 5 年 4 月 28 日付けで公布され、法と同日付けで施行されることとなります。

については、施行令、規則及び告示について、その趣旨や主な内容等を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、関係者等に対してその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 施行令について

(1) 趣旨

法の施行に伴い、法において政令に委任されている事項を定めるもの。

(2) 本則関係

① 共済契約の移転の対象から除かれる共済契約（第1条関係）

法第37条の規定により読み替えて準用する保険業法（平成7年法律第105号）第135条第2項（法第36条第3項の規定により適用する場合を含む。）に規定する移転の対象から除かれる共済契約は、移転の公告等の時において既に共済事故が発生している共済契約等とすること。

② 共済契約の移転の異議申立てに係る共済金請求権等の範囲（第2条関係）

法第37条の規定により読み替えて準用する保険業法第137条第3項（法第36条第3項の規定により適用する場合を含む。）に規定する権利（※）は、移転の公告等の時において既に生じている共済金請求権及び返戻金、契約者割戻金その他の給付金の請求権とすること。

※ 共済契約の移転に異議を述べた移転対象契約者の共済契約の債権（移転の公告等の時において既に生じている共済金請求権その他の政令で定める権利を除く。）の額に相当する金額が移転対象契約者の当該金額の総額の一定割合を超えるときは共済契約の移転をしてはならないとされているところ、当該政令で定める権利を定めるもの。

③ 解散等の認可をしない理由とならない共済契約（第3条関係）

法第42条第3項に規定する共済団体の解散等の認可をしない理由とならない共済契約（※）については、法第42条第1項の認可（解散等の認可）の申請の日において既に共済事故が発生している共済契約等とすること。

※ 法第42条第3項は、解散等の認可の申請をした共済団体が行う共済事業に係る共済契約（政令で定める共済契約を除く。）がある場合には解散等の認可をしないものとしているところ、当該政令で定める共済契約を定めるもの。

④ 債権者の異議に関する督促に係る共済金請求権等の範囲（第4条関係）

法第47条第1項及び第2項の規定により読み替えて準用する保険業法第165条の24第5項に規定する権利（※）は、同条第2項の規定による公告の時に既に生じている共済金請求権及び返戻金、契約者割戻金その他の給付金の請求権とすること。

※ 共済団体の合併に共済契約者等が異議を述べた場合は、当該合併をする共済団体は当該共済契約者等に対し弁済等しなければならないが、共済契約者その他共

済契約に係る権利を有する者の当該権利（共済金請求権その他の政令で定める権利を除く。）については適用しないものとしているところ、当該政令で定める権利を定めるもの。

- ⑤ 行政庁が選任した清算人について準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定の読替え（第5条関係）

法第48条第9項の規定により行政庁が選任した清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて所要の規定の整備を行うこと。

- ⑥ 共済募集を行うことができる銀行等の範囲（第6条関係）

法第54条第1項に規定する共済募集を行うことができる銀行等の範囲は、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）、信用金庫及び信用協同組合とすること。

- ⑦ 所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人等について準用する保険業法の規定の読替え（第7条関係）

法第55条の規定により所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人又は同条第1項において読み替えて準用する保険業法第305条第1項の規定による立入り、質問若しくは検査をする職員について同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて所要の規定の整備を行うこと。

- (3) 附則関係

この施行令は、法の施行の日（令和5年6月1日）から施行すること。

2 規則について

- (1) 趣旨

法の施行に伴い、法により規則に委任されている事項を定めるもの。

- (2) 本則関係

- ① 認可（第2章第1節関係）

共済事業に係る共済金額の上限を1,580万円とすること、認可申請書の添付書類、共済規程の記載事項、共済団体の財産的基礎の基準を純資産額1億円以上とすること、共済団体が行う労働災害等防止事業の審査基準等について規定すること。

- ② 業務（第2章第2節関係）

共済団体が認可を受けた際に掲示する標識、理事又は監事の資格、共済団体が労働災害等防止事業及び共済事業の他に業務を行う場合の行政庁の承

認、共済内容その他参考となるべき情報の提供を行う際に用いる書面を交付した上で受領した旨の署名等を得るための措置、一の被共済者について引き受ける共済金額の合計額が1,580万円を超えないための適切な措置、銀行等に共済募集を行わせる際の業務運営に関する措置、共済事業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置等について規定すること。

③ 経理（第2章第3節関係）

共済団体が行政庁に提出する業務報告書等の提出、業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等、共済団体が積み立てなければならない必要な準備金等について規定すること。

④ 監督（第2章第4節関係）

共済事業の種類等の変更、共済規程に定めた事項の変更又は定款の変更の認可等について規定すること。

共済団体が掛金を集めて共済金を支払う際の支払能力の充実の状況が適当であるかの基準である健全性基準、告示による方法で計算された支払余力比率に応じて行政庁が出すべき命令の種類等について規定すること。

⑤ 共済契約の移転等（第2章第5節関係）

共済契約を他の団体に移転する場合に備え置かなければならない移転契約書や貸借対照表等の書類、公告事項又は通知事項、移転に異議を述べられた場合の債権の額、共済契約の移転の効力等について規定すること。

⑥ 解散等（第3章関係）

共済団体が解散や合併をする場合に必要な公告事項、合併共済団体の事前開示事項、合併後存続する共済団体又は合併により設立する共済団体の事後開示事項、吸収合併の効力等について規定すること。

⑦ 共済募集（第4章関係）

銀行、信用金庫及び信用協同組合が共済募集人として共済募集を行うための要件、共済団体又は共済募集人が契約内容その他参考となるべき情報の提供を行う場合の方法、共済契約の締結又は共済募集に関する禁止行為等について規定すること。

⑧ 雑則（第5章関係）

職員の身分を示す証票及び証明書、標準処理期間等について規定すること。

(3) 附則関係

施行期日等について規定すること。

3 告示について

(1) 趣旨

法及び規則において告示に委任されている事項を定めるもの。

(2) 告示の概要

① 健全性基準に関する事項（第1条関係）

法第31条に基づき、共済団体の経営の健全性を判断する基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（以下「健全性基準」という。）は、下記の算式により得られる比率が200%以上であることについて規定すること。

$$\text{支払余力} / ((1 / 2) \times \text{リスク相当額})$$

② 支払余力に関する事項（第2条関係）

ア 規則において支払余力の算入項目として、その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額と帳簿価格の合計額の差額に一定率を乗じたものを規定しているところ、当該率を100分の99（ただし、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価格の合計額を下回る場合は、100分の100）とすること。

イ 規則において支払余力の算入項目として、土地の時価と帳簿価格の差額に一定率を乗じたものを規定しているところ、当該率を100分の85（ただし、土地の時価が帳簿価格を下回る場合には、100分の100）とすること。

③ リスク相当額に関する事項（第3条及び第4条関係）

リスク相当額については、一般共済リスク相当額、資産運用リスク相当額、経営管理リスク相当額及び巨大災害リスク相当額を基礎として、下記の算式により計算した額とすること。

リスク相当額

$$= \sqrt{(\text{一般共済リスク相当額})^2 + (\text{資産運用リスク相当額})^2} + \text{経営管理}$$

リスク相当額 + 巨大災害リスク相当額

④ 業務の停止等に関する事項（第5条関係）

規則第55条第2項及び第3項に規定する金額を、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から価格変動準備金の額等を控除した金額とすること。

⑤ 共済募集に関する事項（第6条乃至第9条関係）

規則から委任されている事項として、下記の内容等を規定すること。

ア 規則において規定される銀行等共済募集制限先に該当しない法人として、国、地方公共団体、日本銀行等とすること。

イ 規則において規定される営業地域が特定の都道府県に限られる特例銀行

等として、地方銀行、信用金庫、信用協同組合等とすること。

⑥ その他（附則関係）

施行期日等について規定すること。